令和８年度　港区役所エレベーター内壁面広告募集要項

民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、行政財産を活用した広告事業を行うこととし、次のとおり募集します。

１施設の概要

１．名称　港区役所

２．住所　大阪市港区市岡１丁目 15 番 25 号

３．開庁時間

・月曜日～木曜日・第４日曜日　９時～17 時 30 分（第４日曜日は一部の担当のみ）

・金曜日　９時～19 時（17 時 30 分～19 時は一部の担当のみ）

土曜日、祝日、日曜日（第４日曜日を除く）、年末年始（12 月 29 日～１月 3 日）は休みです。

４．来庁者数

約 1,100 名／日（推定）

来庁者数は、推定であり、上記来庁者数が常時あることを保証するものではありません。

２募集内容

１．募集する広告の種類

ポスター（Ａ２　縦 594ｍｍ×横 420ｍｍ）

広告掲載箇所付近に、次の文章を表記します。

「広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。また、大阪市が推奨するものではありません」

２．募集枠数

エレベーター内広告　４枠（２基×２枠）

３．掲出場所

区庁舎エレベーター　１号機（地下１階～６階停止）（Ａ枠・Ｂ枠）

区庁舎エレベーター　２号機（地下１階～６階停止）（Ｃ枠・Ｄ枠）

別紙庁舎図面

設置イメージ図

４．掲出期間

令和８年４月１日～令和９年３月 31 日までの間で月単位での設置となります。

広告掲出希望者の希望により掲出期間を１か月単位（１日～末日）で指定することができます。１か月のみの設置も可能です。

申込については、設置月ごとの応募締切日までに、提出をお願いします。（別表参照）

３広告掲出料金

１枠あたり１か月間　2,200 円（税込）

※なお、以下の条件にあてはまる場合、上記料金より割引きします。
＜期間割引＞
６か月間継続して掲載を希望する場合　　10％
12 か月間継続して掲載を希望する場合　　15％

＜枠数割引＞
２枠を使用して掲載を希望する場合　　10％
３枠を使用して掲載を希望する場合　　15％
４枠を使用して掲載を希望する場合　　20％

これらの割引きについては、併用が可能です。

４応募資格
次の要件をすべて満たす法人または個人に限り応募することができます。
１．成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
２．大阪市税の滞納がないこと。
３．暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則第３条各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。

５申込方法等
１．申込受付期間
【一斉募集】抽選申込受付期間
令和８年２月 20 日（金曜日）～令和８年３月６日（金曜日）
空き枠が生じた場合は、随時募集を行う。
【随時募集】（別表参照）
掲出月の前月の 10 日を締め切りとします。
ただし、10 日が区役所閉庁日のときは、前開庁日を締め切りとします。

２．申込方法
「大阪市港区役所広告掲出申込書」に必要事項を記入のうえ、広告の原稿（Ａ４サイズ）を添えて、港区役所総務課（総務・人材育成）に提出してください。
申し込みにあたっては、「大阪市広告掲載要綱」「大阪市行政財産広告取扱規則」「大阪市港区役所における広告掲載要領」を必ずご確認ください。

３．広告掲出者の決定方法

「大阪市港区役所における広告掲載要領」等により内容を審査し、審査に合格した者が多数の場合は先着順により広告掲出者を決定します。

４．決定通知

申し込みがあった広告について「大阪市港区役所広告掲出決定通知書」により、掲出もしくは非掲出の通知を送付します。

５．広告掲出者の手続き

（１） 広告掲出決定通知書を受け取られましたら、通知書に記載の提出期日までに、「大阪市港区役所広告掲出許可申請書」に必要事項をご記入のうえ、港区役所総務課（総務・人材育成）に提出してください。

なお、掲出許可については、提出された「大阪市港区役所広告掲出申込書」及び「大阪市港区役所広告掲出決定通知書」に記載の名義で行います。

（２） 許可申請に基づき、交付する「大阪市港区役所広告掲出許可書」を受け取られた後、同封の納入通知書にて指定された期日までに広告料金を納めていただきます。

（３） 許可書に記載の提出期日までに、掲出する広告（ポスター）を、港区役所総務課（総務・人材育成）に提出してください。

６．許可期間中の広告内容等の変更

（１） 申し出により、広告内容等の変更を可能としますが、変更の７日前までに、「大阪市港区役所広告掲出変更申込書」に必要事項をご記入のうえ、広告の原稿（Ａ４サイズ）を添えて、港区役所総務課（総務・人材育成）に提出してください。

（２） 申し出があった変更内容について、「大阪市港区役所広告掲出変更承認通知書」により、承認もしくは非承認の通知を送付しますので、承認の通知を受け取られましたら、掲出する広告（ポスター）を港区役所総務課（総務・人材育成）に提出してください。

７．広告掲出の取り下げ

広告掲出許可後の広告掲出の取り下げは、書面にて受け付けます。（任意様式）

ただし、納付済みの広告料は返還いたしません。

（別表）申込受付期間について

【一斉募集】　抽選申込受付期間

令和８年２月 20 日（金曜日）～令和８年３月６日（金曜日）

９時～17 時 30 分

郵送等による提出の場合は、上記期間内必着。

同一物件に申込多数の場合は、抽選申込受付期間終了後に抽選とし、広告掲出者を決定します。

空き枠が生じた場合は、抽選申込受付期間終了後、先着順で随時募集を行います。

申込時には「大阪市港区役所広告掲出申込書」と「広告原稿」を併せてご提出ください。

【空き枠随時募集】

掲出月	申込締切日	掲出期間
４月	令和８年３月10日 （火曜日）	令和８年４月１日から 広告掲出期間満了まで
５月	令和８年４月10日 （金曜日）	令和８年５月１日から 広告掲出期間満了まで
６月	令和８年５月８日 （金曜日）	令和８年６月１日から 広告掲出期間満了まで
７月	令和８年６月10日 （水曜日）	令和８年７月１日から 広告掲出期間満了まで
８月	令和８年７月10日 （金曜日）	令和８年８月１日から 広告掲出期間満了まで
９月	令和８年８月10日 （月曜日）	令和８年９月１日から 広告掲出期間満了まで
10月	令和８年９月10日 （木曜日）	令和８年10月１日から 広告掲出期間満了まで
11月	令和８年10月９日 （金曜日）	令和８年11月１日から 広告掲出期間満了まで
12月	令和８年11月10日 （火曜日）	令和８年12月１日から 広告掲出期間満了まで
１月	令和８年12月10日 （木曜日）	令和９年１月１日から 広告掲出期間満了まで
２月	令和９年１月８日 （金曜日）	令和９年２月１日から 広告掲出期間満了まで
３月	令和９年２月10日 （水曜日）	令和９年３月１日から 広告掲出期間満了まで